

答 申

第 1 審査会の結論

処分庁（世田谷区長）の審査請求人に対する平成 3 1 年度特別区民税・都民税 税額変更（決定）処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、主に以下のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額の算定の基礎となる課税総所得金額等について、所得税法では課税総所得金額に長期譲渡所得も含まれている。また、国税庁資料では、課税総所得金額等 = 課税総所得金額 + 分離課税の所得金額とされている。ところが、処分庁は、課税総所得金額等に分離課税の長期譲渡所得の所得金額を含めずに住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額の計算をしており、本件処分は誤っているため、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、主に以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額の算定の基礎となる課税総所得金額等の合計額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であって、分離課税に係る所得金額は含まない。
- (2) 本件処分は、法令に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第 3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 4 5 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

・本件処分の違法又は不当について

- (1) 平成 3 1 年分の住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額は、平成 3 0 年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が所得税の金額を上回る場合に、当該上回る額、〇〇円（〇〇円と〇〇円の合計額）及び当該所得税に係る「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 8 9 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」の 1 0 0 分の 7（1 0 0 分の 2 . 8 + 1 0 0 分の 4 . 2）に相当する金額のうち最も少ない額として計算される（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）附則第 5 条の 4 の 2）。

(2) ここで、所得税法第89条第2項に規定する「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」は、『総所得金額』、退職所得金額又は山林所得金額から所得控除をした残額であり、『総所得金額』は、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第33条第3項第1号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)と、雑所得の金額と譲渡所得の金額(第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額である(所得税法第22条第2項)。すると、住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額譲渡所得の金額の計算に使われる『総所得金額』には所得税法第33条の譲渡所得の金額も原則として含まれることになる。

もっとも、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。)第31条第1項の適用により分離課税される長期譲渡所得については、同項により、所得税法第22条及び第89条の規定にかかわらず、他の所得と区分して所得税を課するとされていることから、文理的に、租特法第31条第1項により分離課税される長期譲渡所得の金額は、総合課税に係る所得税法第22条及び第89条の「総所得金額」から除外されることになる。なお、租特法第2条第1項第9号は、「総所得金額」を、所得税法第22条第2項又は第3項に規定する総所得金額と定義しているところ、租特法第31条第3項第4号は、同条第1項の規定の適用がある場合には「総所得金額」とあるのは「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする読み替えをしており、このことから、所得税法第22条の「総所得金額」には租特法第31条第1項の適用がある長期譲渡所得の金額が含まれないことがわかる。

(3) 審査請求人の平成30年分確定申告書によれば、総合課税の所得金額の合計額は〇〇円、所得控除の合計額は〇〇円であり、控除額が所得金額の合計額より大きいため、所得税法第22条第1項の総所得金額は0円になり、同法第89条第2項の課税総所得金額も0円である。また、退職所得金額及び山林所得金額は0円であるから、課税退職所得金額及び課税山林所得金額も0円になる。

一方、分離課税に係る課税所得金額は、長期譲渡所得〇〇円から所得控除の残額を差し引いた〇〇円(〇〇円 - 〇〇円)、課税額は、〇〇円(〇〇千円 × 0.15)となっている。

所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の金額は、〇〇円であるから、所得税から控除した控除の残額は、〇〇円(〇〇円 - 〇〇円)になる。

(4) よって、審査請求人の平成31年度の住民税から控除される住宅借入金等特別税額控除の金額は、前項の控除残額〇〇円と第1項の控除限度額の合計額〇〇円と課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額0円の7%である0円のうち、最も少ない0円になる。

(5) 審査請求人は、国税庁の資料では、「課税総所得金額等」に分離課税の所得金額を含むと記載されている等の理由により、住民税から控除される住宅借入金

等特別税額控除の金額の算定に当たって、課税総所得金額には分離課税された譲渡所得の金額も含めて計算すべきである旨を主張する。

確かに、国税庁のウェブサイトの所得税の確定申告に係る「総所得金額等」の説明として、分離課税の長（短）期譲渡所得の金額を加算する旨の記載が見られる。しかし、これはあくまで所得税の確定申告に関する用語の説明であり、法上の住民税の課税関係にそのまま適用されるものではない。

また、本件に関係する法律上、所得税法において「課税総所得金額等」という用語は、附則第14条等の特定の条において、当該条内においてのみ使用する用語として定義されている例はあるものの、これらは本件とは関係しない条文である。制度の説明において、特段の定義なく使用される「〇〇等」という表現は、物事を列挙する際に、一部だけを示して他を省略するものでしかなく、「等」に何が含まれるのかは、説明の対象となる制度を定める法令の規定から解釈されるものである。本件の住民税に係る住宅借入金等特別税額控除制度に関して言えば、同制度について定める法附則第5条の4の2は、「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計」を問題にしているから、その説明における「課税総所得金額等の合計」という表記の「等」に当たるのは、「課税退職所得金額及び課税山林所得金額」と解され、分離課税される長期譲渡所得金額は含まれないものである。

- (6) 上記のとおり、審査請求人の平成31年度住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額の算定において、課税総所得金額に分離課税された長期譲渡所得の金額は含まれないため控除額は0円であり、変更前処分を修正した本件処分について審査請求人の主張する違法は認められない。
- (7) その他、本件処分に関し、処分庁に違法又は不当とすべき特段の点は見られず、取り消すべきものとは認められない。

第4 審査会の判断の理由

・本件処分の違法又は不当について

- (1) 審査請求人は、国税庁の資料では「課税総所得金額等」に分離課税の所得金額を含むと記載されている等の理由により、住民税から控除される住宅借入金等特別税額控除金額の算定に当たって、課税総所得金額には分離課税された譲渡所得金額も含めて計算すべきである旨を主張する。

しかし、「平成31年度特別区民税・都民税 税額変更（決定）納税通知書」の「課税総所得金額等」に、そのような解釈の余地はない。これは、本来「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額」と表記すべきところ、文書余白の都合上、「課税退職所得金額及び課税山林所得金額」を省略して「等」と表記したものである。したがって、この「等」は、分離課税された長期譲渡所得金額を含まない。

確かに、審査請求人が主張しているとおり、国税庁のウェブサイトには、所得税の確定申告に係る「総所得金額等」の説明として、分離課税の長（短）期譲渡所得の金額を加算する旨の記載が見られる。しかし、審理員の見解のとおり、こ

これはあくまで所得税の確定申告に関する用語の説明であり、住民税の課税関係に適用されるものではない。「課税総所得金額等」という用語は、所得税法附則第14条等の特定の条において、当該条内においてのみ使用する用語として定義されている例はあるものの、これらは本件処分とは関係しない。

本件審査請求の住民税に係る住宅借入金等特別税額控除制度に関して言えば、同制度について定める法附則第5条の4の2は、「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計」を問題にしており、本件審査請求の争点は、法解釈ではなく法附則の規定自体であることから、その説明における「課税総所得金額等の合計」という表記の「等」に当たるのは、「課税退職所得金額及び課税山林所得金額」と解され、分離課税される長期譲渡所得金額は含まれない。

- (2)したがって、審査請求人の平成31年度住民税に係る住宅借入金等特別税額控除額の算定においては、課税総所得金額に分離課税された長期譲渡所得金額は含まれないため控除額は0円となることから、変更前処分を修正した本件処分について審査請求人の主張する違法は認められない。
- (3)上記のほか、本件処分に関し、処分庁に違法又は不当とすべき特段の点は見られず、取り消すべきものとは認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第5 調査審議の経過

日 付	審 議 経 過
令和2年9月14日	(諮問第116号) ・ 審査庁 (世田谷区長) から諮問を受けた。
令和2年10月19日	(令和2年度第3回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和2年11月16日	(令和2年度第4回審査会) ・ 関係職員から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和2年12月14日	(令和2年度第5回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年12月14日	・ 審査庁 (世田谷区長) に答申した。